免税証の使用にあたり注意していただくこと

様式６－１

次の事項について確認の上，チェックをしてください。

**誤った使用をされた場合には，課税又は罰せられる場合がありますのでご注意ください。**

|  |
| --- |
| 免税証の使用にあたっては，次の注意事項を遵守します。確認年月日　令和　　　　年　　　　月　　　　日記入者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　免税軽油使用者との関係　□本人　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 【免税軽油使用者証又は免税証交付申請時注意事項】 |
| □　地方税に関する法令の規定に違反したとき，その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があるときは，直ちに免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合があります。また，２年間交付できなくなります。 |
| □　誓約書で誓約する事由に該当する場合は，免税証が交付されません。 |
| □　免税軽油使用者証に記載された内容に変更がある場合は，事前に県税事務所に連絡してください。　　※例えば，　　　・免税軽油使用者の要件に該当しなくなった場合・免税軽油使用者が個人から法人になった場合・機械に変更があった場合**（船や機械のエンジンだけを載せ換える場合や同じ型式でも異なる製造番号の機械に変更するときなども同様）**・許認可の期限や，機械のリース期間がある場合（令和　　　年　　　月　　　日までに）・買い替えや売却などで機械を譲渡する場合 |
| □　免税軽油使用者証及び免税証は，譲渡，貸与及び紛失等しないよう厳重に管理してください。　　※紛（遺）失した場合は，直ちに県税事務所に報告してください。 |
| □　免税軽油は，免税証の有効期間内に引取りを行ってください。 |
| □　免税軽油の引取りは，免税証に記載された販売業者から行ってください。　　※やむを得ない理由により他の販売業者から軽油の引取りを行う場合は，免税証の裏面にその販売業者名を記載し，免税軽油使用者が記名してください。 |
| □　免税証は免税軽油の引取り時に販売業者に渡してください。　　※次のことをしないでください。・免税証を事前に販売業者に渡すこと。・先に免税軽油を引取り，後から免税証のみを販売業者に渡すこと。 |
| □　免税軽油は，免税軽油使用者証に記載された用途及び機械にのみ使用してください。 |
| □　免税証の分割使用はできませんので，券面の数量どおりの免税軽油を引取ってください。 |
| □　免税軽油使用者以外の人が，免税証及び免税軽油を使用することはできません。　　※免税軽油使用者同士の場合，免税軽油使用者が個人なのに免税軽油を法人が購入した場合，法人が合併や事業譲渡した場合等も含みます。（裏面へ続く） |
|  |
| □　課税済軽油を購入されている場合は，免税軽油とは分けて管理，保管してください。 |
| □　免税軽油の引取り等に係る報告義務があります。（納品書又は領収書を保管しておいてください。）　　※報告書を提出しない場合は，免税証は交付されません。 |
| □　免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき，免税軽油の引取りを必要としなくなったとき及び免税軽油使用者に該当しなくなったときは，直ちに免税軽油使用者証を返納してください。 |
| □　免税証記載の有効期間が経過したときや免税軽油使用者に該当しなくなったときは，直ちに免税証を返納してください。 |
| □　業種が「鉱さいバラス製造業」の方，又は「廃棄物処理事業」の方のうち産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は，次の事項に変更がある場合，事前に県税事務所に連絡し，継続して「中小事業者等」に該当することについて確認を受けてください。・資本金又は出資金・発行済株式等の総数又は総額　　 （資本又は出資を有する法人）・株主等の株式数等の明細・常時使用従業員数（資本若しくは出資を有しない法人又は個人） |

（裏面）

このようなときは**課税**されます

◎免税証を有効期間外に使用したとき

◎免税軽油使用者以外の者が免税軽油を使用したとき（免税軽油使用者同士であっても同様）

◎免税軽油使用者証に登録していない機械に使用したとき

◎買い替えや売却などで免税対象の機械を譲渡するときの残油

◎申請目的以外に使用したとき

このようなときは**罰せられます**

◎免税証を他人に譲り渡すこと，又はこれを譲り受けること

◎偽って免税証の交付を受け免税軽油を購入すること，又は他人から免税証を譲り受け免税軽油を購入すること

◎知事の承認を受けないで免税軽油を他人に譲り渡すこと，又はこれを譲り受けること

◎定められた期限までに免税軽油の引取り等に係る報告書を提出しないこと，又は虚偽の報告書を提出すること